以下の案件について、区民の皆さんからのご意見を受け付けています

１ 案件の名称

足立区災害対策条例の改正（素案）

２ 公表資料

【関連する資料】

資料１	足立区災害対策条例の改正（素案）の概要
資料２	足立区災害対策条例の改正（素案）新旧対照表
資料３	足立区災害対策条例の改正（素案）

３ 公表方法及び公表場所

（１）区のホームページへの掲載

（２）危機管理部 災害対策課（区役所本庁舎南館７階）での閲覧及び配布

（３）区民事務所、中央図書館、区政情報課（区役所本庁舎中央館２階）、政策経営課（区役所本庁舎南館９階）での配布

４ 意見の募集方法

（１）意見の募集期間

令和７年３月２５日（火）～ 令和７年４月２５日（金）

（２）意見を提出できる人

ア　本区に居住、勤務又は在学する方

イ　本区に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体

ウ　施策等の案に直接的な利害関係を有する方

（３）意見の提出方法

以下のア～エのいずれかの方法により下記「お問合せ先」までご提出ください。いただいたご意見は**「全文（足立区が文字起こししたもの）」を公表**させていただきます。

ア　窓口への持参（庁舎開庁日の午前８時30分から午後５時までにご持参ください）

イ　郵送（募集期間末日までの消印のものを有効とします）

ウ　ファクシミリ

エ　意見受付フォーム（オンライン申請システム）への入力

➡この案件に関する区ホームページの「意見受付フォーム」ボタンからリンク

※　「全文」の公表を**希望されない方**は、ご意見の最初に「全文公表希望なし」のように追加記入いただくなどの方法によりお申し出ください。この場合は、ご意見の「全文」ではなく**「概要」のみ公表**させていただきます。

※　上記によらず、個人を識別できる情報や、第三者の権利利益を害するおそれがある情報などの場合はご意見の全部又は一部を削除させていただくことがあります。

（４）意見の提出様式

- 様式の指定はありません（様式自由）。
- 「（２）意見を提出できる人」の要件を確認するため、住所及び氏名又は名称（法人や団体の場合は代表者名も明記）は必ず記載してください。記載がないとパブリックコメントとして受け付けることができません。
- 題名に“パブリックコメント「足立区災害対策条例の改正（素案)」への意見”とご記入ください。

※ 意見を提出された方の住所・氏名・名称・代表者名は公表しません。

５ 意見募集の趣旨

足立区災害対策条例とは、災害への予防・対策に関し、区（区長）・区民・事業者の責務及び役割を明記した条例で、平成１４年１月１日に施行されました。

条例施行以降も、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震、西日本豪雨、令和元年台風第１９号など、多くの災害が発生し続けています。近年の激甚化かつ複合化する災害に即応するためにも、災害対策の基本となる足立区災害対策条例の改正を行います。

条例改正に当たり、改正内容の客観性、公正さを確保するため、第三者のご意見をお伺いしたく、「足立区災害対策条例の改正（素案)」について、意見募集を行います。

６　意見の全文、概要及び区の考え方の公表予定時期

公表予定時期【令和７年７月下旬頃】

- いただいたご意見は、ご意見の「全文」と「概要」、それに対する区の考え方などをとりまとめた上で、担当課窓口にて閲覧及び配布を行うとともに、区のホームページでお知らせする予定です。
- なお、いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【 施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）】

足立区危機管理部災害対策課災害対策係
住所：〒120-8510　足立区中央本町１-１７-１（区役所本庁舎南館７階）
電話：03(3880)5836　　ＦＡＸ：03(3880)5607
電子メール：saitai@city.adachi.tokyo.jp

【パブリックコメント制度全般についてのお問合せ先 】

足立区政策経営部政策経営課（区役所本庁舎南館９階）
電話：03(3880)5811　　ＦＡＸ：03(3880)5610
電子メール：seisaku@city.adachi.tokyo.jp

資料１

足立区災害対策条例の改正（素案）の概要

１　条例等の改正の背景

足立区災害対策条例とは、災害への予防・対策に関し、区（区長）・区民・事業者の責務及び役割を明記した条例で、平成１４年１月１日に施行されました。

条例施行以降も、東日本大震災、熊本地震、能登半島地震、西日本豪雨、令和元年台風第１９号など、多くの災害が発生し続けています。近年の激甚化かつ複合化する災害に即応するためにも、災害対策の基本となる足立区災害対策条例を以下のとおり改正いたします。

２　改正事項

（１）改正の方針

ア　時代の変化に対応した見直しを図る

イ　現在及び今後の取り組み方針を追加する

（２）改正の概要

ア　新規条文として追加するもの

改正の方向性	
①	「区（区長）の責務」を追加 （１）災害後の区民生活の早期安定に向けて、業務継続計画の整備と検証を追加。 （２）避難所の整備（建物確保・備蓄物資・生活衛生環境等）についての条文を追加。 （３）災害関連死の防止についての条文を追加。 （４）職員の育成についての条文を追加。
②	「区民の責務」を追加 （１）逃げ遅れ等防止のため、「自らの命を守る行動」を促す条文を追加。 （２）地域での助け合いと、平時から顔の見える関係づくりを求める条文を追加。
③	「事業者の責務」を追加 （１）従業員等の一斉帰宅抑制についての条文を追加。 （２）事業者の事業継続が区全体の復旧・復興の支えとなる文言を追加。
④	「複合災害」に対する施策検討についての条文を追加。
⑤	「マンション防災」「要配慮者に対する施策」に関する条文を追加。
⑥	毎月１９日を「あだち備蓄の日」とする条文を追加。

イ　現行条文を改正するもの

改正の方向性		
	旧	新
①	「自助・共助・公助」それぞれが責務と役割を果たし、連携を図るという方針。	「自助・共助・公助」それぞれが単独で責務と役割を果たすものではなく、相互に支え合い、つながり合うことで、より一層力を発揮していく方針とする。
②	区民に対し、家庭での備蓄は「飲料水及び食糧の確保」という記載のみ。	区民に対し「３日分以上の飲料水、食糧品、医薬品及び簡易トイレ等の生活物資の備蓄」を求める内容に修正。
③	区民の帰宅困難者対策の取り組みとして「徒歩ルートの確認」「家族との連絡手段の確認」を求める記載のみ。	区の帰宅困難者対策の取り組みとして「一時滞在施設の確保」「一斉帰宅の抑制」の方針を追加。

３　条例等の改正時期

令和７年１０月１日の施行を予定しています。